

# 令和3年度 第1回 野田市公契約審議会

○日 時 令和3年11月9日（火）

午前10時から

○場 所 市役所低層棟4階 委員会室

## 次 第

1 開 会

2 副市長挨拶

3 委員紹介

4 議 事

(1) 会長の選出について

(2) 会長職務代理者の指名について

(3) 令和2年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

① 適用件数及び適用労働者数

② 工事請負契約に係る賃金の支払状況

③ 継続中の長期継続契約及び指定管理協定の対応状況

④ 賃金条項型の公契約条例の制定状況

(4) 令和4年度の工事請負契約に係る最低額について

(5) 令和4年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について

(6) 業務委託契約及び指定管理協定における賃金水準について

(7) 野田市公契約条例の諸課題について

5 その他

6 閉 会

# I 令和2年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

## 1 適用件数及び適用労働者数

### (1) 適用件数

2年度に賃金の支払いがあった契約等の件数は、工事請負契約 21 件、業務委託契約 22 件、指定管理協定 34 件の合計 77 件となっている。

表 1 公契約条例の適用件数

(単位：件)

区分 / 年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			
工事請負契約	市	条例適用	2	3	19	21	22	21	26	24	13	11	15		
		第15条適用（賃金評価）	6	5	1	3	5	適用外							
	水道事業	条例適用	適用外			3	8	8	11	7	8	6			
		第15条適用（賃金評価）	適用外			1	適用外								
業務委託契約	市	業種内訳	1千万円以上	16	16	17	21	21	21	19	19	18	17	18	
			(1)施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約	9	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6
			(2)施設の設備又は機器の保守点検に関する契約	3	3	3	2	3	3	3	3	2	1	2	2
			(3)施設の清掃に関する契約	4	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
			(4)施設の電話交換、受付及び案内に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			(5)施設の警備及び駐車場の整理に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			(6)野田市文化会館の舞台の設備及び機器の運転に関する契約	(1)に区分	1	1	1	1	1	指定管理へ移行					
			(7)不燃物の処理施設の設備及び機器の運転その他の管理に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			(8)学校給食の調理及び運搬に関する契約	適用外	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
			1千万円未満で市長が特別に定める契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
水道事業		適用外	試行						2	2	2	2			
指定管理協定	条例適用	適用外			4	15	21	23	36	37	36	34			
	第15条適用（賃金評価）	3	5	20	20	18	14	14	1	0	0	0			
年度別合計		27	30	58	70	86	86	91	94	79	76	77			

## (2) 適用労働者数

2年度に賃金の支払いを受けた労働者数は、工事請負契約 318 人、業務委託契約 487 人、指定管理協定 633 人の合計 1,438 人となっている。

なお、全ての適用労働者について、支払われた賃金が市が定める最低額を上回っていることを確認した。

表 2 公契約条例の適用労働者数 (単位：人)

区分／年度	22	23	24	25	26	27
工 事	208	587	1,389	1,146	1,089	856
業 務 委 託	221	198	275	508	502	498
指 定 管 理	56	161	404	478	580	629
合 計	485	946	2,068	2,132	2,171	1,983

区分／年度	28	29	30	元	2
工 事	792	712	330	247	318
業 務 委 託	468	541	501	489	487
指 定 管 理	699	694	686	718	633
合 計	1,959	1,947	1,517	1,454	1,438

## 2 工事請負契約に係る賃金の支払状況

2年度の市が定める最低額が適用された 19 件の工事請負契約に従事した 275 人の労働者を対象に賃金の支払状況を確認した。

なお、3年度発注工事から、普通作業員に係る職種の確認のため、労働者が自署した確認書を市に提出していただくこととしている。

### (1) 対象工事

種 別	件 名	担当課	人 数
土木一式	南部1号幹線築造工事（その3）	下水道課	14人
土木一式	尾崎2号幹線管渠築造工事（1工区）	下水道課	9人
土木一式	枝線管渠布設工事（2-3工区）	下水道課	12人
土木一式	枝線管渠布設工事（2-11工区）	下水道課	5人
土木一式	枝線管渠布設工事（2-17工区）	下水道課	5人
土木一式	阿部沼第3号調整池築造工事（その1）	管理課	31人
土木一式	野田市総合公園庭球場人工芝改修工事	スポーツ推進課	16人
土木一式	宮崎配水管布設替工事	水道部	4人
土木一式	上花輪新町配水管布設替工事	水道部	5人
土木一式	野田配水管布設替工事	水道部	6人
建築一式	野田市立七光台会館空調設備改修等工事	営繕課	30人
電気	新五駄排水機場電気設備更新工事	農政課	7人
電気	東金野井浄水場ろ過設備盤更新工事	水道部	14人
電気	木間ヶ瀬浄水場動力設備更新工事	水道部	7人
管	野田市中心公民館給水設備等改修工事	営繕課	24人
管	野田市立二ツ塚小学校給水設備改修工事	営繕課	26人
機械器具設置	清掃工場機械修繕工事	清掃管理課	27人
機械器具設置	第二清掃工場ドラムスクリーン・スクレュープレス、受入貯留設備、焼却設備修繕工事	清掃管理課	29人
機械器具設置	中根配水場配水ポンプ設備更新工事	水道部	4人
適用労働者数合計			275人

※1ページの表1中、2年度の市及び水道事業発注工事請負契約の条例適用件数 21 件には、元年度の市が定める最低額が適用され、2年度に工期を延長した 2 件が含まれているため、対象工事件数 19 件とは差がある。

## (2) 支払状況

### ① 工事全体

公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）の 85%以上 90%未満の支払率は、最も高い 43.27%となっているが、元年度と比較して 6.44 ポイント下降した。

労務単価から見た支払いの割合	人 数	割合（元年度との比較）
85%以上 90%未満	119 人	43.27%（－6.44 ポイント）
90%以上 100%未満	79 人	28.73%（－2.13 ポイント）
100%以上	77 人	28.00%（＋8.57 ポイント）

### ② 工事業種別 ※（ ）内は元年度との比較

#### ア 土木一式【6ページ 表3参照】

対象工事 10 件において 107 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 40%（－1 ポイント）、90%以上 100%未満が 30%（＋4 ポイント）、100%以上が 30%（－3 ポイント）となっている。

職種では、一般運転手、交通誘導員 B が 85%以上 90%未満の割合が高くなっている。

#### イ 建築一式【7ページ 表4参照】

対象工事 1 件において 30 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 50%（－15 ポイント）、90%以上 100%未満が 23%（±0 ポイント）、100%以上が 27%（＋15 ポイント）となっている。

職種では特殊作業員、塗装工が全て 85%以上 90%未満である。

#### ウ 電気【8ページ 表5参照】

対象工事 3 件において 28 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 36%（－7 ポイント）、

90%以上 100%未満が 39%（+25 ポイント）、100%以上が 25%（-18 ポイント）となっている。

職種では、機械設備据付工が全て 85%以上 90%未満である。

#### エ 管【9ページ 表6参照】

対象工事 2 件において 50 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 46%、90%以上 100%未満が 34%、100%以上が 20%となっている。（元年度は管がなかったため前年との比較は無し。）

職種では、交通誘導員 B が全て 85%以上 90%未満である。

#### オ 機械器具設置【10ページ 表7参照】

対象工事 3 件において 60 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 47%（+8 ポイント）、90%以上 100%未満が 20%（-32 ポイント）、100%以上が 33%（+24 ポイント）となっている。

職種では、特殊作業員、保温工が全て 85%以上 90%未満である。

□表3 土木一式

労働者			賃 金		
職 種	人数	割合	区 分	人数	割合
特殊作業員	5 人	5%	85%以上 90%未満	1 人	20%
			90%以上 100%未満	4 人	80%
			100%以上	0 人	0%
普通作業員	33 人	31%	85%以上 90%未満	12 人	37%
			90%以上 100%未満	13 人	39%
			100%以上	8 人	24%
軽作業員	32 人	30%	85%以上 90%未満	10 人	31%
			90%以上 100%未満	7 人	22%
			100%以上	15 人	47%
とび工	1 人	1%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	100%
			100%以上	0 人	0%
特殊運転手	6 人	5%	85%以上 90%未満	1 人	17%
			90%以上 100%未満	4 人	66%
			100%以上	1 人	17%
一般運転手	3 人	3%	85%以上 90%未満	2 人	67%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	33%
土木一般 世話役	7 人	6%	85%以上 90%未満	3 人	42%
			90%以上 100%未満	2 人	29%
			100%以上	2 人	29%
配管工	2 人	2%	85%以上 90%未満	1 人	50%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	50%
交通誘導員B	18 人	17%	85%以上 90%未満	13 人	72%
			90%以上 100%未満	1 人	6%
			100%以上	4 人	22%
合 計	107 人	100%	85%以上 90%未満	43 人	40%
			90%以上 100%未満	32 人	30%
			100%以上	32 人	30%

□表 4 建築一式

労働者			賃 金		
職 種	人数	割合	区 分	人数	割合
特殊作業員	2 人	7%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
普通作業員	16 人	53%	85%以上 90%未満	8 人	50%
			90%以上 100%未満	3 人	19%
			100%以上	5 人	31%
軽作業員	2 人	7%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	2 人	100%
とび工	1 人	3%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	100%
			100%以上	0 人	0%
電工	4 人	13%	85%以上 90%未満	3 人	75%
			90%以上 100%未満	1 人	15%
			100%以上	0 人	0%
塗装工	1 人	3%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
配管工	2 人	7%	85%以上 90%未満	1 人	50%
			90%以上 100%未満	1 人	50%
			100%以上	0 人	0%
防水工	2 人	7%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	50%
			100%以上	1 人	50%
合計	30 人	100%	85%以上 90%未満	15 人	50%
			90%以上 100%未満	7 人	23%
			100%以上	8 人	27%

□表5 電気

労働者			賃 金		
職 種	人数	割合	区 分	人数	割合
普通作業員	11 人	39%	85%以上 90%未満	3 人	27%
			90%以上 100%未満	5 人	46%
			100%以上	3 人	27%
軽作業員	3 人	11%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	33%
			100%以上	2 人	67%
とび工	3 人	11%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	3 人	100%
			100%以上	0 人	0%
電工	4 人	14%	85%以上 90%未満	3 人	75%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	25%
配管工	3 人	11%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	2 人	67%
			100%以上	1 人	33%
機械設備 据付工	4 人	14%	85%以上 90%未満	4 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
合 計	28 人	100%	85%以上 90%未満	10 人	36%
			90%以上 100%未満	11 人	39%
			100%以上	7 人	25%

□表6 管

労働者			賃 金		
職 種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	1 人	2%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	100%
			100%以上	0 人	0%
普通作業員	20 人	40%	85%以上 90%未満	9 人	45%
			90%以上 100%未満	9 人	45%
			100%以上	2 人	10%
軽作業員	18 人	36%	85%以上 90%未満	6 人	34%
			90%以上 100%未満	6 人	33%
			100%以上	6 人	33%
電工	4 人	8%	85%以上 90%未満	2 人	50%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	2 人	50%
配管工	5 人	10%	85%以上 90%未満	4 人	80%
			90%以上 100%未満	1 人	20%
			100%以上	0 人	0%
交通誘導員B	2 人	4%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
合 計	50 人	100%	85%以上 90%未満	23 人	46%
			90%以上 100%未満	17 人	34%
			100%以上	10 人	20%

□表 7 機械器具設置

労働者			賃 金		
職 種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	3 人	5%	85%以上 90%未満	3 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
普通作業員	34 人	57%	85%以上 90%未満	15 人	44%
			90%以上 100%未満	7 人	21%
			100%以上	12 人	35%
軽作業員	10 人	16%	85%以上 90%未満	7 人	70%
			90%以上 100%未満	2 人	20%
			100%以上	1 人	10%
土木一般 世話役	1 人	2%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	100%
			100%以上	0 人	0%
配管工	3 人	5%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	33%
			100%以上	2 人	67%
タイル工	1 人	2%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	100%
保温工	2 人	3%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
機械設備 製作工	1 人	2%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	100%
			100%以上	0 人	0%
機械設備 据付工	5 人	8%	85%以上 90%未満	1 人	20%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	4 人	80%
合 計	60 人	100%	85%以上 90%未満	28 人	47%
			90%以上 100%未満	12 人	20%
			100%以上	20 人	33%

### 3 継続中の業務委託契約（長期継続契約）及び指定管理協定の対応状況

業務委託契約（長期継続契約）及び指定管理協定について、30年度から期間途中でも、最低賃金に逆転されるおそれのある職種については、前年度の最低額に最低賃金の上昇率を乗じた金額に変更する運用としている。

2年度の最低賃金の上昇がわずか2円、率にして0.22%であったことから、最低賃金に逆転されるおそれのある職種がなかったため、3年度の最低額は、2年度の最低額と同額としたが、その額を適用しなければ最低賃金が適用されることとなる契約又は指定期間中の最低額変更が仕様書に明記されていない7件（業務委託契約1件、指定管理協定6件）について事業者と協議した。

その結果、指定管理協定6件は、事業者との合意が図られ、2年度の最低額と同額を3年度の最低額として適用した。

業務委託契約1件（5年1月31日契約満了）については、公契約条例が適用されない他の職場への影響や給与バランスへの影響を懸念したことにより合意が図られなかったため、昨年引き続き適用を見送った。

#### 《参考》 新たに締結した長期継続契約及び指定管理協定における対応

30年度以降に新たに締結した長期継続契約及び複数年に渡る指定管理協定については、「当該年度の最低額を次年度の予測最低賃金と比較して10円を割り込んだ場合は、当該年度の最低額に当該年度の最低賃金の前年度からの上昇率を乗じて得た額を最低額とする」旨を契約書又は基本協定書中に記載している。

#### 4 賃金条項型の公契約条例の制定状況

本市の公契約条例と同様に、法定最低賃金を上回る賃金の下限額を設定している賃金条項型の条例を施行している自治体は、昨年度の審議会において、本市を含めて24団体あることを報告したが、本年10月1日に東京都江戸川区が新たに条例を施行し、25団体となった。

表8 江戸川区が制定した条例の内容

区分／自治体		江戸川区
公布日		令和3年6月30日
施行日		令和3年10月1日
適用範囲	工事請負契約	予定価格1億8千万円以上
	業務委託契約	予定価格4千万円以上
	指定管理協定	全て

工事請負契約、業務委託契約、指定管理協定で適用されているが、業務委託契約、指定管理協定において職種別賃金は採用されていない。

#### 《参考》 賃金条項型の条例を施行している自治体

①野田市、②川崎市、③多摩市、④相模原市、⑤渋谷区、⑥国分寺市、⑦厚木市、⑧足立区、⑨直方市、⑩千代田区、⑪三木市、⑫高知市、⑬草加市、⑭世田谷区、⑮我孫子市、⑯加西市、⑰加東市、⑱豊橋市、⑲越谷市、⑳目黒区、㉑日野市、㉒豊川市、㉓新宿区、㉔杉並区、㉕江戸川区

## II 令和4年度の工事請負契約に係る最低額について

### 1 最低額設定の根拠

工事請負契約に係る市が定める最低額は、野田市公契約条例第6条第1項第1号の規定により、公共工事設計労務単価の85%としている。

### 2 最低額の現状

公共工事設計労務単価について、職種によって差はあるが上昇を続けていることに伴い、市が定める最低額も上昇しており、全職種の上昇率の平均で見ると、下表のとおりとなっている。

30年度	元年度	2年度	3年度
2.40%	3.09%	1.45%	1.41%

なお、全職種の中で金額が最も低い「交通誘導員B」の3年度の最低額は1,435円となっており、最低賃金との逆転のおそれはない。

### 3 令和4年度の最低額

条例の運用状況を検証しながら必要に応じて改正を行う方針の下、労働条件の向上を図るため、公共工事設計労務単価の85%としている割合の引上げは、課題の一つと認識している。事業者の負担も考慮すると、一気に割合を引き上げることは難しいため、公共工事設計労務単価の86%以上が支払われている労働者の割合が8割を超えていることを指標とし、1%の引上げができるかどうか検討した。

賃金の支払状況については、前述したとおりであるが、より細分化し、公共工事設計労務単価の86%以上が支払われている労働者の割合で見ると、2年度は82.98%で8割を超えたが、30年度は79.90%、元年度は75.23%となっており、その割合は安定していないため、4年度における引上げは行わないこととする。

今後、3年度における公共工事設計労務単価の86%以上が支払われている労働者の割合を確認し、コロナ禍等における経済情勢や事業者の負担を考慮した上で、引上げを検討したい。

表9 賃金の支払状況

労務単価から見た 支払割合	30年度		元年度		2年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
85%以上 86%未満	41	20.10%	54	24.77%	40	17.02%
86%以上 87%未満	15	7.35%	13	5.96%	20	8.51%
87%以上 88%未満	9	4.41%	18	8.26%	16	6.81%
88%以上 89%未満	26	12.75%	12	5.51%	17	7.24%
89%以上 90%未満	8	3.92%	4	1.83%	11	4.68%
90%以上 100%未満	37	18.14%	69	31.65%	67	28.51%
100%以上	68	33.33%	48	22.02%	64	27.23%
86%以上小計	163	79.90%	164	75.23%	195	82.98%
合計	204	100.00%	218	100.00%	235	100.00%

※管財課執行分のみ